米原市人権意識調査

令和4年(2022年)9月 **米 原 市**

【調査ご協力へのお願い】

日頃から市政に対し、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本市では、全ての市民の基本的人権が尊重され、人が輝く住みよいまちを目指して、様々な取組を進めています。

このたび、今後の取組の参考とさせていただくため、市民の皆様に人権問題へのご意見 や今後の施策の方向性などについてお聞かせいただくことといたしました。この調査は、 無記名で回答していただくものであり、回答の集計結果は、統計的な処理を行いますので、 個人が特定されることはありません。調査の趣旨をご理解いただき、回答くださいますよ うご協力のほどよろしくお願いいたします。

◇ご記入に当たってのお願い

- ・この調査の対象者は、米原市民18歳以上の2,000人を住民基本台帳から無作為抽出(くじ引きと同じ原理)で選び、調査票を送付させていただきました。
- ・ご回答は、<u>封筒のあて名のご本人様</u>にお願いします。(ご本人が記入することが難しい場合は、ご家族などがご本人から聞き取って代筆されても構いません。)

◇調査票のご回答について

- ・ご回答は、質問ごとに用意されている答えの中から、あなたのお考えに近いものを選び、番号に○をしてください。
- ・ご回答は調査票での回答またはインターネットでの回答のいずれか1回でお願いします。

●調査票での回答を希望される方

- ・この調査票にて、ご回答ください。
- ・記入後は、お名前を書かずに同封の返信用封筒にて郵送してください。(切手は不要です。)

●インターネット回答を希望される方

- ・別紙の「インターネット回答のご案内」をご覧の上、ご回答ください。
- ・その際必要となる ID 番号は、下記のとおりです。

ID 番号: 0000

- ・ID 番号は、調査票とインターネットでの重複回答を避けるためのもので、個人を特定するものではありません。
- ・ <u>令和4年9月30日(金)</u>までにご回答くださいますようお願いいたします。



お問い合わせ先:米原市役所 総務部 人権政策課 (本庁舎)

住 所: 〒521-8501 米原市米原 1016 番地

電 話: 0749-53-5167 FAX: 0749-53-5148

E-mail: jinsui@city.maibara.lg.jp

男女平等について

問1. あなたは、次のような面で、男性と女性の地位が平等になっていると思いますか。 (それぞれ1つだけに〇)

		平等になっ ている	やや平等に なっている	あまり平等 になってい ない	平等になっ ていない
ア	家庭のなかでは	1	2	3	4
1	学校のなかでは	1	2	3	4
ウ	職場のなかでは	1	2	3	4
エ	地域活動のなかでは	1	2	3	4
オ	法律や制度上では	1	2	3	4
カ	社会通念やしきたりでは	1	2	3	4

人権侵害について

問2. あなたは、次のようなことは人権侵害にあてはまると思いますか。(それぞれ1つだけにO)

	まるよくあては	まるやめあては	いえない	あてはまらない	あてはまらない
ア 女性ということで、同じ勤務年数の男性よりも給 与や昇進で低い評価を受けること	1	2	3	4	5
企業の採用や昇進、給与などで、外国人が不利益 イ を受けること	1	2	3	4	5
ウ 障がいのある人が結婚したり、子どもを育てるこ ウ とに周囲が反対すること	1	2	3	4	5
高齢者の就職が困難であったり、労働条件が低く エ なること	1	2	3	4	5
結婚に際して、相手が同和地区出身者かどうか、 オー身元調査をすること	1	2	3	4	5
H I V (エイズウイルス) 感染を理由に、労働者 カ が採用されなかったり、解雇されたりすること	1	2	3	4	5
キ 犯罪被害者が名前や住所などを報道されること	1	2	3	4	5
非嫡出子(法律上の婚姻関係にない男女の間に生 ク まれた子)が結婚に際して不利益を受けること	1	2	3	4	5
民間企業などで障がいがある人の雇用が進まない ケニと	1	2	3	4	5
外国人であることを理由に、賃貸マンションへの コ 入居が拒否されること	1	2	3	4	5
サ 災害などの緊急時に、日本語に不慣れな外国人へ の行政の対応がおろそかになること	1	2	3	4	5
シ 在日外国人に地方参政権が認められていないこと	1	2	3	4	5

問3.	あなたは、ここ! (1つだけに〇)		分の人権が侵されたと見	思ったことがありますか。
1	よくある 2	ときどきある		
3	ほとんどない	4 まったくない	5 わからない	問4へ

問3で「1 よくある」、「2 ときどきある」を選んだ方にお聞きします。

問3-1. それはどのような人権侵害でしたか。(Oはいくつでも)

- 1 あらぬ噂(うわさ)や悪口により、名誉・信用などを侵害された
- 2 公務員から不当な扱いを受けた
- 地域で、暴力、無理強い、仲間はずれ等を受けた 3
- 配偶者やパートナーから暴力(ドメスティック・バイオレンス)を受けた
- 職場などで地位や権限などを利用した嫌がらせ(パワー・ハラスメント)を受けた
- 6 プライバシーを侵害された
- 7 差別待遇(信条、性別、障がい、社会的身分等により不平等または不利益な扱い)を受けた
- 8 性的いやがらせ(セクシュアル・ハラスメント)を受けた
- 9 学校でいじめを受けた
- 10 インターネット(SNS※を含む)による中傷・いじめなどを受けた
- 11 その他(具体的に:)
- 12 おぼえていない
- ※SNS:ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。社会的ネットワークをインター ネット上で構築するサービスのことを言います。

問3で「1 よくある」、「2 ときどきある」を選んだ方にお聞きします。

間3-2. 人権侵害を受けたとき、どうされましたか。(Oはいくつでも)

- 1 黙って我慢した
- 3 友人、家族に相談した
- 5 弁護士に相談した
- 7 地域の民生委員児童委員に相談した
- 9 法務局や人権擁護委員に相談した 10 市役所に相談した
- 11 警察に相談した
- 13 おぼえていない

- 2 自分で相手に抗議した
- 4 学校の先生に相談した
- 6 職場の上司や地域の有力者に相談した
- 8 市民団体に相談した
- 12 その他(具体的に:

同和問題について

- **問4**. あなたは、この5年くらいの間で同和問題(部落差別)に関して、次のような発言を直接聞いたことがありますか。(〇はいくつでも)
 - ※SNSやブログ等を含めたインターネット上の書き込みは除いてください。
 - 1 同和地区の人(子ども)とは、付き合っては(遊んでは)いけない
 - 2 同和地区の人とは、結婚してはいけない
 - 3 同和地区の人はこわい
 - 4 同和地区の人は無理難題を言う
 - 5 同和地区は治安が悪い
 - 6 住宅を購入する際、同和地区内の物件を避けた方がいい
 - 7 同和地区の人は、優遇されている
 - 8 同和地区の人とは、関わらないほうがいい
 - 9 同和問題は、そっとしておけば自然になくなる問題だ
 - 10 聞いたことはない ------- 問5へ
- -----▶ <u>問4-1~問4-3は、問4で「1」~「9」を選んだ方にお聞きします。最も印象に残っ</u> ているもの、ひとつについてお聞きします。
- 問4-1. 問4でひとつだけ○をされた方は、同じものを選んでくださいいくつか○をされた方は、最も印象に残っているものを選んでください。(1つだけに○)
 - 1 同和地区の人(子ども)とは、付き合っては(遊んでは)いけない
 - 2 同和地区の人とは、結婚してはいけない
 - 3 同和地区の人はこわい
 - 4 同和地区の人は無理難題を言う
 - 5 同和地区は治安が悪い
 - 6 住宅を購入する際、同和地区内の物件を避けた方がいい
 - 7 同和地区の人は、優遇されている
 - 8 同和地区の人とは、関わらないほうがいい
 - 9 同和問題は、そっとしておけば自然になくなる問題だ
- **問4-2**. それは誰から聞きましたか。主なものを選んでください。(1つだけに〇)

1 家族

2 親戚

3 近所の人

4 友人

5 職場の人

6 知らない人

7 その他(具体的に:

)

問4	-3. それを聞いたとき、どう感じましたか。また、どうしましたか。(1つだけにO)
1	そのとおりと思った
2	そういう見方もあるのかと思った
3	反発・疑問を感じたが、相手には何も言わなかった
4	反発・疑問を感じ、相手にその気持ちを伝えた
5	とくに何も思わなかった
問5.	結婚相手が同和地区出身であるということを理由に家族から結婚を反対されている親戚がいるとします。あなたがその方から相談を受けた場合、どのような態度をとると思いますか。 最もお考えに近いものを選んでください。(1つだけに〇)
. 1	あきらめるように言う
2	
	慎重に考えるべきだと言う
3	迷うことはない、自分の意思を貫いて結婚すべきだと言う
4	反対する家族を説得するなど、力になろうと言う
5	どう言えばよいのかわからない
6	その他(具体的に:)
	▼ 問6へ
	問5で「1 あきらめるように言う」「2 慎重に考えるべきだと言う」を選んだ方にお聞きし
	<u>ます。</u> −1. それはなぜですか。(○はいくつでも)
1	家族が反対しているなら、それに従うべきだから
2	同和地区の人と親戚になりたくないから
3	将来、本人やその子どもが差別を受けるかもしれないから
4	自分や自分の家族が差別されるかもしれないから
5	同和地区の人と結婚したという夫婦をまったく知らないので、不安だから
6	その他(具体的に:

子どもの人権について

問6. 子どもの人権に関する意見について、あなたはどう思いますか。アーキのそれぞれについて選んでください。(それぞれ1つだけに〇)

		そう思う	ばそう思うどちらかといえ	いえない	ばそう思わないといえ	そう思わない
ア	いじめはいじめを受ける子どもにも問題がある	1	2	3	4	5
イ	保護者が子どものしつけのために体罰を加える ことはしかたがない	1	2	3	4	5
ゥ	教師が子どもを指導するために、ときに体罰を加 えることも必要だ	1	2	3	4	5
エ	保護者が子どもの様子を知るためでも、子どもの 手紙や日記、メールなどを勝手に見ない方がよい	1	2	3	4	5
オ	学校の規則などを定める際に、子どもの意見表明 の場がないことはよくない	1	2	3	4	5
カ	収入の低い家庭の子どもが大学に進学できない のは、やむをえないことだ	1	2	3	4	5
+	不登校は本人が努力すれば克服できるはずだ	1	2	3	4	5

外国人の人権について

問7. 近年、在日外国人の数は増加傾向にありますが、外国人に対する次の意見について、あなたはどう思いますか。アーカのそれぞれについて選んでください。(それぞれ1つだけにO)

		そう思う	ばそう思うどちらかといえ	ばそう思わないといえ	そう思わない
ア	日本に外国人が増えるのは好ましいことだ	1	2	3	4
1	外国人による日本の土地購入は良くないことだ	1	2	3	4
ゥ	考え方の違う外国人を日本社会に受け入れることは むずかしい	1	2	3	4
ェ	隣近所に外国人が増えることは好ましいことだ	1	2	3	4
オ	日本に住んでいる外国人は、日本の文化やしきたりを 守るべきだ	1	2	3	4
カ	地域で外国人と交流できるのは、好ましいことだ	1	2	3	4

家族について

問8. 次のような家族に関わるいろいろな見方や考え方について、あなたはどう思いますか。アーシのそれぞれについて選んでください。(それぞれ1つだけにO)

	そう思う	そう思うどちらかといえば	いえない	そう思わないといえば	そう思わない
ア 結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなく てもどちらでもよい	1	2	3	4	5
イ 結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない	1	2	3	4	5
女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育て ウ るべきだ	1	2	3	4	5
子どもが3歳くらいまでは、母親が育児に専念す エ べきだ	1	2	3	4	5
オ 妻が働いていなくても、夫は家事・育児をすべきで ある	1	2	3	4	5
カ 結婚したら妻は夫の姓を名乗る方がよい	1	2	3	4	5
キ 男どうし、女どうしの結婚も認めるべきだ	1	2	3	4	5
ク 自分の身内が外国人と結婚することには抵抗がある	1	2	3	4	5
ケ 自分の身内に同性愛者はいてほしくない	1	2	3	4	5
コ 自分の身内が未婚のまま子どもを産むことは好まし くない	1	2	3	4	5
サ 自分の身内は同和地区出身者と結婚してほしくない	1	2	3	4	5
シ 女性のほうが、男性より育児や介護に向いている	1	2	3	4	5

国民の権利について

- **問9**. あなたは、憲法によって、義務ではなく、国民の権利と決められているのはどれだと思いますか。(〇はいくつでも)
 - 1 思っていることを世間に発表する
- 2 税金を納める

3 目上の人に従う

4 道路の右側を歩く

5 人間らしい暮らしをする

- 6 労働組合をつくる
- 7 憲法に何が定められているか分からない

人権の視点からの問題について

問 10. あなたは、次のようなことは人権の視点から問題があると思いますか。ア~コのそれぞれについて選んでください。(それぞれ1つだけに○)

		問題だと思う	問題だと思うどちらかといえば	いえない	問題だと思わないどちらかといえば	問題だと思わない
ア	就職の面接で、人事担当者が就職希望者の家族構 成を聞くこと	1	2	3	4	5
1	凶悪事件の場合は、未成年者であっても犯人の実 名を公表すること	1	2	3	4	5
ゥ	国際的にみて、日本が難民の受け入れに消極的で あること	1	2	3	4	5
エ	刑を終えて刑務所を出所した人の就職が容易に決ま らないこと	1	2	3	4	5
オ	理由にかかわらず、不法滞在の外国人を日本国外に 強制退去させること	1	2	3	4	5
カ	さまざまな書類に性別の記入欄が設けられているこ と	1	2	3	4	5
+	妊娠した女性に親や夫の親などが出生前診断(胎児 の染色体異常を調べる検査)を受けるよう要求する こと	1	2	3	4	5
ク	民間企業で知的障がい者や精神障がい者の雇用が進 まないこと	1	2	3	4	5
ケ	多人数の宴会で新型コロナウイルスに感染した人を 自業自得だと非難すること	1	2	3	4	5
⊐	新型コロナウイルスのワクチンを接種しない人を職場で同僚たちが非難すること	1	2	3	4	5

外国人を含む施策について

問11. 米原市では外国人を含む全市民の「人権尊重のまちづくり」施策として、次のようなことに取り組んでいます。あなたはそのことを知っていましたか。ア〜ウのそれぞれについて選んでください。(それぞれ1つだけに〇)

		知っている	知らない
ア	市役所窓口への外国語通訳の配置	1	2
イ	外国語版「くらしのガイドブック」の発行	1	2
ゥ	米原市多文化共生協会による国際文化交流 事業	1	2

学校での人権教育について

問12. あなたは、学校で差別や人権に関する教育を受けたことがありますか。(1つだけにO)

- 1 受けたことがあり、内容は興味深かった
- 2 受けたことがあるが、内容はつまらなかった
- 3 受けたことがあるが、内容はよくおぼえていない
- 4 受けたことがない
- --▶ <u>問12で「1 受けたことがあり、内容は興味深かった」と「2 受けたことがあるが、内容はつまらなかった」「3 受けたことがあるが、内容はよくおぼえていない」回答された人に</u>お聞きします。

問12-1. どのようなことを教わりましたか。(Oはいくつでも)

- 1 女性の人権問題
- 2 高齢者の人権問題
- 3 障がいのある人の人権問題
- 4 同和問題
- 5 在日韓国・朝鮮人の人権問題
- 6 外国人労働者とその家族の人権問題
- 7 HIV (エイズウィルス)感染者の人権問題
- 8 ハンセン病回復者※の人権問題
- 9 アイヌ民族の人権問題
- 10 子どもの人権問題
- 11 子どもの権利条約
- 12 性的少数者(セクシュアルマイノリティ)の人権問題
- 13 その他(具体的に:
- 14 おぼえていない
- ※ハンセン病回復者:ハンセン病は、「らい菌」によって引き起こされる慢性の感染症です。法律により強制的に感染者を隔離する政策がとられるなど、ハンセン病患者の人権が大きく侵害されました。 現在は、完治する病気ですが、未だに誤った認識や無理解によってハンセン病回復者やその家族等に対する偏見や宿泊拒否などの差別が生じています。なお、現在は患者であったことを理由に差別することは法律で禁止されています。

)

インターネットの利用について

問 13. 携帯やスマートフォン、パソコンなどのインターネット上で、下記のような書き込みや行為についてどう思いますか。ア〜オのそれぞれについて選んでください。 (それぞれ1つだけにO)

		問題だと思う	問題だと思うどちらかといえば	いえない	問題だと思わないどちらかといえば	問題だと思わない
ア	同和地区の地名を明らかにするような書き込み や映像の投稿	1	2	3	4	5
1	同和地区出身者に対する差別をあおったり、偏見 やマイナスイメージを広げる書き込みや映像の 投稿	1	2	3	4	5
ゥ	在日韓国・朝鮮人に対する差別をあおったり、偏 見やマイナスイメージを広げる書き込みや映像 の投稿	1	2	3	4	5
エ	名前、電話番号、住所、メールアドレスなど、個 人を特定できる情報を流出させる書き込みや映 像の投稿	1	2	3	4	5
才	個人の日常生活や人間関係など、プライバシーに 関する情報を流出させる書き込みや映像の投稿	1	2	3	4	5

人権尊重のまちづくり施策について

問14. 米原市では、お互いの人権が尊重され、明るく住みよい地域社会を実現するために、平成17年度から「ハートフル・フォーラム」(地区別懇談会)を開催しています。 以下の問いにお答えください。(それぞれ1つだけに〇)

ア	あなたは「ハートフル・フォーラム」をご存知ですか	1. 知っている	2. 知らない
1	あなたは、過去5年間で「ハートフル・フォーラム」 に参加したことがありますか	1. ある	2. ない

問 15. あなたは、自治や人権に関する法律や滋賀県や米原市の条例や宣言、施策について、どの程度ご存知ですか。ア〜コのそれぞれについて選んでください。(それぞれ1つだけに〇)

		およそどんな 内容か知って いる	内容は知らない が名称は聞いた ことがある	知らなかった
ア	米原市人権尊重のまちづくり条例	1	2	3
1	米原市非核・平和都市宣言	1	2	3
ゥ	米原市人権尊重都市宣言	1	2	3
エ	住民票の写しなどの不正取得防止 のための本人通知制度	1	2	3
オ	滋賀県人権尊重の社会づくり条例	1	2	3
カ	滋賀県障害者差別のない共生社会づ くり条例	1	2	3
+	部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消推進法)	1	2	3
ク	障害を理由とする差別の解消の推進 に関する法律(障害者差別解消法)	1	2	3
ケ	本邦外出身者に対する不当な差別的 言動の解消に向けた取組の推進に関 する法律(ヘイトスピーチ解消法)	1	2	3
٦	アイヌの人々の誇りが尊重される社 会を実現するための施策の推進に関 する法律(アイヌ施策推進法)	1	2	3

■あなたの性別と年齢をおうかがいします。なお、<u>この調査結果の分析にあたっては、性別・年齢</u> 別比較も行います。人権教育・啓発の課題を明らかにしていくうえで、性別と年齢は重要な情報と なりますのでご理解ください。

あてはまる番号に、1つずつ選んでOをつけてください。

【性	別】	1. 男性	2. 女性	3. いずれでもない	
【年	龄】	1. 18~19 歳	2. 20 歳代	3.30歳代 4.40歳代	
		5. 50 歳代	6. 60 歳代	7. 70 歳以上	

			_
			-

■人権学習や人権啓発のあり方などについてご意見などがあれば、下記にご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

ご記入いただきました調査票は、お名前を書かずに同封の返信用封 筒に入れて9月30日(金)までにご投函ください。